

◆平成23年度分 市・県民税申告相談日程表◆

※指定日に都合が悪い場合は、都合の良い日の会場にお越しください。

月日(曜日)	受付相談地区(行政区) ※町内名とは一致しません	会場
2月	3日(木) 粕田全区、中羽立、清水川、岩本、橋桁、白沢全区、寺ノ沢、松原、長走、陣場全区、日景温泉、矢立育成園	矢立公民館
	4日(金) 本郷上、本郷下、繫沢、土目内、二井山、鳥内、十三森、大森、神山、姥沢、桜町全区、泉田、猫鼻、大森団地、花岡団地、神山社宅、西前田、長森団地、白根山団地、神山荘	花岡公民館
	5日(土) 小釈迦内、向羽立、大通、中通、上通、松峰、松木全区、沼館全区、高館下	釈迦内公民館
	7日(月) 板子石、日景町全区、山神台、商人留、上袋町、卸町、釈迦内中台、釈迦内雇用促進住宅	釈迦内公民館
	8日(火) 獅子ヶ森全区、長面、長面袋、日鉦獅子ヶ森、ニツ森、県市公営住宅	二井田公民館 (真中地区を含む)
	9日(水) 櫃崎、高戸谷、赤石、板沢、小袴、大披、出川、下川原(全区)、比内前田、杉沢、大子内	二井田公民館 (真中地区を含む)
	10日(木) 下村、町、館、小坪川原、高村、四羽出、本宮、中台	二井田公民館 (真中地区を含む)
	14日(月) 餅田全区、山田渡、赤石沢、立花全区、川口全区、鳴滝、大道下、横岩、餅田団地、西大館町、隼人町	下川沿公民館
	15日(火) 上軽石野岱、羽貫谷地、上岩瀬、代野、赤川、茂屋、田の沢、桜岱、谷地の平西	田代公民館
	16日(水) 平滝、大柳、街道脇、玉石、伊勢堂下、下岩瀬、杉子沢、赤沼、蛭沢、田茂の木、越山、羽立、長谷地、大石渡、みのり台、長慶荘、若杉	田代公民館
	17日(木) 赤坂下、新明岱、前田、川反、館町、上名、向館、赤坂、柏木、保滝沢、美杉、南町	田代公民館
	18日(金) 比立内、長坂、長坂坂地、坂地、本郷1・2・3、中島	田代公民館
	19日(土) 中仕田、岩野目、大岱、李岱、深沢、大淵、大野、高岨、中谷地、深岱、大野岱、谷地の平東、谷地の平緑	田代公民館
	21日(月) 出口1・2・3・4・5・6、桜花、外川原、大巻	田代公民館
3月	22日(火) 大町、中町、釣田、達子、大葛温泉、大谷、大葛、森越、長部、大渡夏焼、森合	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	23日(水) 比内丁、馬喰町、独鉦、向田、水曲、沼田	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	24日(木) 新町、市川、沢、日詰、炭谷、笹館、小新田、大原木、谷地中	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	25日(金) 曙町、南町、中野、羽立、大巻、弥助	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	26日(土) 八幡町、笹淵、横町、長内沢、五日市、田尻、片貝、ニツ森、寺崎	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	28日(月) 下川端、上川端、朝日町、新館、駒橋、野開、八木橋、畑沢、板戸、水沢、白沢、小坪沢	比内総合支所 (上川沿地区の一部と十二所地区を含む)
	1日(火) 東雲町、伊勢町、新丁、裏通町、扇ノ丁、ニタ又間戸石、竹原、味噌内中、味噌内下、宿内、前田野	十二所公民館
	2日(水) 中山、沢山、羽立、金谷、大滝全区、平内、軽井沢全区、曲田、道目木、成章園、軽井沢福祉園、道目木更生園、つくし苑、ケアハウスほうおう	十二所公民館
	3日(木) 下町、中町、上町、上新町、別所、沢尻、葛原、猿間、浦山	十二所公民館
	4日(金) 上代野、下代野全区、東ニツ屋、大明神、新沢、赤沢、黒沢、茂内屋敷、水沢、籠谷、石淵、ニツ屋、積ヶ岱、水交苑	十二所公民館
	5日(土) 宮袋、大茂内、小茂内、芦田子、塞の神、小雪沢、天下町全区、鳳町	十二所公民館
	7日(月) 柄沢、東台全区、長根山、南ヶ丘、雇用促進住宅、たつみ町、緑ヶ丘、南たつみ町、池内、常盤木町、昭和町、東新、新地、東町、泉町	十二所公民館
	8日(火) 桂城、長倉町、愛宕町、古川町、大下町、鉄砲場、通町、独鉦町(市営水門前住宅を含む)、川原町、栄町、田町、末広町、弁天町、大正町、新富町、大町全区、寺町、豊町、水門町、清水町住宅、根下戸	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)
	9日(水) 清水南町、金坂、赤館、部垂町、桜町、相染町、向町、一心町、谷地町、南町、田代町全区、新町、中町、馬喰町、市営住宅(新町・中町・向町)、旭ヶ丘、仲見世、曙町、餌釣、小館花	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)
	10日(木) 御坂、神明町、南神明町、中神明町、城西町、北神明町、住吉町、小館町、片山全区、片山市営住宅、天神町、片山町三丁目、天神緑町、美園町、根下戸新町、舟場	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)
	11日(金) 御成町一丁目全区、御成町二丁目～五丁目、東成町、中道、清水町、中道1区、御成町市営住宅、有浦一丁目～六丁目(観音堂・大田面を含む)、東有浦町(観音堂)、萩野台全区	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)
	14日(月) ★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)
	15日(火) ★まだ、申告がお済みでないかた(全地域)	中央公民館 (長木地区、上川沿地区の一部を含む)

住宅ローン控除の適用

平成11年から18年まで及び21年から25年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けているかたで、所得税から引き切れなかった控除額がある場合は、翌年度の市・県民税(所得割)から控除されます(原則として上限額97500円)。

適用を受けるには

毎年、市へ「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要でしたが、平成22年

度からは、市が税務署や勤務先から提出される資料を基に控除額を計算するため不要になりました平成11年から18年までに入居されたかたで、山林所得や退職所得があるかた、所得税の平均課税の適用を受けているかたは、3月15日までに「住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出することにより、控除額が有利になる場合があります。

年末調整で住宅ローン控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しないかたは、勤務先から配布される「給与所得の源泉徴収票」の(摘要)欄に「住宅借入金等特別控除可能額」と「居住開始年月日」が記載されている必要があります。記載が無い場合は、勤務先にご確認ください。

税務署で申告するかた

※確定申告書の提出が遅れると、市・県民税の住宅ローン控除の適用を受けることが出来ませんのでご注意ください。

税務署へ確定申告書を出したかたは、市・県民税の申告は不要です。ただし、税務署で申告した際に、確定申告書を出さなくてもよいと言われたかたの中でも、市・県民税の申告が必要な場合がありますので、税務課にお問い合わせください。